

（避難経路図の掲示等）

第 53 条の 2 劇場等、百貨店（延べ面積が 1,000 平方メートル以上の小売店舗を含む。）、旅館、ホテル、宿泊所、病院、公衆浴場（蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するものに限る。）及び地下街については、次に定めるところにより、避難上必要な措置を講じなければならない。

- (1) 廊下、待合所その他多数の者の目にふれやすい場所に避難経路図を掲示するとともに、入場者、利用者等に対して、避難口、避難階段、避難器具の設置場所、火災が発生した場合の通報、避難の方法等について周知させること。
- (2) 従業者が通常勤務する場所には、適当な数の携帯用メガホン、携帯用電灯その他避難誘導に必要な用具を常備すること。
- (3) 旅館、ホテル及び宿泊所にあつては、就寝場所に、適当な数の携帯用電灯及び当該宿泊室からの避難経路を示した図面を常備すること。

○火災予防規則

（避難経路図）

第 30 条 条例第 53 条の 2 に規定する避難経路図には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 避難施設及び避難器具の設置位置
- (2) 避難経路（2 方向）
- (3) 宿泊者に対する火災の伝達方法
- (4) 消火器及び屋内消火栓の設置位置
- (5) その他避難に必要な事項

【解釈及び運用】

本条は、人命安全を図るため、人命危険を生じのおそれのある防火対象物に対し、避難経路図の掲出、携帯用電灯等の常備を義務付けたものである。

1 第 1 号

- (1) 「**その他多数の者の目にふれやすい場所**」とは、次に掲げる場所をいう。

- ア 劇場等 : ロビー、階段の出入口等
- イ 百貨店 : 階段の出入口、エレベーターホール、エスカレーターの乗降口等
- ウ 旅館、ホテル、宿泊所 : 階段の出入口、ロビー等
- エ 病院 : 階段の出入口等
- オ 公衆浴場 : 受付、脱衣室等
- カ 地下街 : 階段の出入口、地上への出入口等

- (2) 「**避難経路図**」とは、現在地から屋外へ通ずる避難経路を示すものであるが、当該階の平面図に記載された避難施設に至った後の経路については、特に支障のない限り下階の経路図は要さないものとする。

なお、避難経路図の大きさについては、設置場所に応じた大きさとすることができ、誰が見ても一見して現在地と避難経路が識別できるものとしなければならない。

2 第2号

本号は、火災が発生した場合、従業者による避難誘導の際に必要な器具の常備を義務付けたものである。

3 第3号

ア 「**適当な数**」とは、各室1個以上とする。

ただし、大部屋にあつては、5人につき1個の割合とする。

イ 「**避難経路を示した図面**」とは、本条第1号に規定する「**避難経路図**」と同様に、現在地から屋外へ通ずる避難経路を示す図面を意味するが、本条第1号に規定する「**避難経路図**」を各宿泊室の見やすい場所（出入口の扉等）へ掲示した場合は、「**避難経路を示した図面**」の常備を要さないものとする。